



聖子第569号
令和3年9月30日

聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会委員長 様

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗



聖籠中学校の部活動の在り方について（諮問）

中学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、国や地域のスポーツ振興を大きく支えてきました。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育に関わる課題が複雑化・多様化するとともに学校だけでは解決することが難しい課題も増え、教員の負担は以前にもまして増大しており、教育課程外で実施している部活動については、「平成29年度新潟県運動部活動実態調査」により、部活動に係る教員の指導日数や時間の軽減、競技未経験による技術指導の困難さの解消、生徒の成長に合わせた活動時間の適正化などの課題が明らかにされました。

そのような中、平成30年3月にスポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）」が発出されました。

なお、運動部活動と同様の教育的意義が認められる文化部活動においても同様の課題があることから、対応についてはスポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、運動部活動に準じた取扱いをするよう示されているところです。

さらに、平成31年1月の中央教育審議会答申において、部活動は学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務の一つとして位置付けられ、部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うこととも積極的に進めるべきとされています。

このような経緯を踏まえ、町では、これまで一元的に学校に委ねられ、教員の大きな負担となっている部活動の状況を改善すべく、見直しを実施することとしています。

については、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる部活動の在り方について、貴委員会に意見を求めたく、ここに諮問いたします。